

(日露投資フォーラム/サンクト・ペテルブルグ)

全体会合「経済特区とロシア投資ファンド」 9月6日 16:45 - 18:30

ロシア連邦法「ロシア連邦における特別経済区について」

成立のプロセス：

- ・ロシア国家院(下院)で採択 2005・7・8
- ・ロシア連邦院(上院)で採決 2005・7・13
- ・プーチン大統領署名で成立 2005・7・22

本法律の執行機関として、ロシア連邦経済発展商務省の外局として「連邦経済特区管理庁」を新設し(ジューダーノフ長官)各地の経済特区を一元化する体制をとった。

6箇所の経済特別区を決定：

ロシア連邦経済発展商務省「入札委員会」は、2005・11・28に入札結果を発表。入札にはロシア各地から応募があり、技術導入特区29・工業生産特区43の合計72件の内から技術導入特区4・工業生産特区2の合計6件を決定した。

技術導入特別経済区

1. サンクト・ペテルブルグ市(IT、計測機器)
2. モスクワ市ゼレノグラード地区(マイクロエレクトロニクス)
3. モスクワ州ドゥブナ市(核物理技術、プログラミング)
4. トムスク州トムスク市(新素材、核技術、ナノテク、バイオ)

工業生産特別経済区

5. リペツク州グリャジ地区(家電製造、家具製造)
6. タタルスタン共和国エラブガ地区(自動車部品、石油化学分野の高度技術製品)

ロシア経済特区に関する全般的なコメント

本年5月 6月モスクワ在住の「日本商工会有志」が、各地の経済特区を訪問した。ロシア東欧貿易会「経済特区視察団」は、5月16日「第一回経済特区モスクワフォーラム」に出席後、工業生産特区「エラブガ」と技術導入特区「ゼレノグラード」を訪問し、情報交換を行なった。

1. 評価する点

(1) 経済特区に関する連邦法が初めて成立したこと

過去において経済特区が進展しなかったのは、政令やローカル・ルールのみで運営され、連邦法が存在しなかったことが最大の問題であった。

(2) 経済特区に関し行政面で一本化されたこと

行政面では、関係する省庁が多く許認可手続きが複雑で時間がかかり、透明性に欠ける

ことが指摘されているが、今回「経済特区」に関しては、「ロシア連邦経済特区管理庁」を創設して、各地の経済特区を管理する組織を一元化する体制をとったことである。

外国企業を経済特区に誘致する場合、キャッチフレーズの一つはワンストップ・サービスであり、今後経済特区管理庁が機能することを期待している。

2. 疑問点

(3) 経済特区に進出する場合のメリットが判然としないこと

ここ数年日本企業のロシアへの進出が増えてきた。

これらの企業は、夫々進出する場所の行政府から種々の企業活動支援サービスを受けて進出を決めている。それは企業が生産活動をする上で、必要不可欠なエネルギー、通信、金融等々基本となるインフラであり、更には税制優遇措置である。

これに対し経済特区を活用する場合のメリットは何なのか。

(4) 各地の経済特区における優遇策に温度差が感じられること

今回選定された6箇所の経済特区において、税制優遇等で温度差があるように見受けられるが、基本的なアイテムについては連邦政府と地方自治体で共通の仕組みを整備しておくことが必要と考える。

(5) 旧経済特区との線引きが必要なこと

今回の経済特区成立以前(1990年代末)に進出し、既に稼働している企業と新規に進出しようと計画している企業間の共有するインフラ(電力・上下水道・倉庫等)で明確な線引きができていないような印象を受けたが、ルールは確立しておくことが望ましい。

(6) 製造業のロシア進出に必要なこと

外国の製造業がロシアに進出する場合、基本的なインフラ整備は勿論であるが、広大な領土と整備されていない交通網を考慮する時、素材調達先との距離、販売市場への距離により製品のコストは大きく変動する。

3. コメント(基本的コンセプト他)

(7) 6箇所の経済特区選定に当って

・今回選ばれた地区は、大部分が欧露部の大都会周辺に集中している。

これらポテンシャルが高い地域は経済特区として認定しなくとも、外国からの投資は期待できる筈である。

・むしろ潜在力は大きいものの、十分に開発されていない極東やシベリアに経済特区を創設して地域開発に役立たせるべきではないか。

(8) 観光レクリエーション特区、港湾特区について

経済特区の次の構想として、「観光レクリエーション特区」次いで「港湾特区」の設置を検討していると仄聞するが、どのようなコンセプトで実現しようとしているのか。

以上